

愛知県地球温暖化対策推進条例施行規則（抄）

（特定事業者）

第三条 条例第八条第一項の規則で定める事業者は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「特定事業者」という。）とする。

- 一 県内（名古屋市の区域内を除く。以下同じ。）に設置している全ての工場等における事業活動について、燃料並びに他人から供給された熱及び電気の年度の使用量をそれぞれエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）第四条各項の規定の例により原油の数量に換算した量を合算した量の合計量が千五百キロリットル以上である者
- 二 県内に設置している全ての工場等における事業活動に係る温室効果ガスである物質の排出量の合計量について、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）第五条第十号から第十六号までのいずれかに該当する者であつて、常時使用する従業員の数が二十一人以上であるもの

2 略

（地球温暖化対策計画書の作成等）

第四条 地球温暖化対策計画書は、事業者が特定事業者に該当することとなった年度の翌年度から原則として三年ごとに当該期間を計画期間として作成するものとする。

- 2 地球温暖化対策計画書及び地球温暖化対策実施状況書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制
 - 二 温室効果ガスの排出の状況
 - 三 温室効果ガスの排出の量の削減等に係る目標（地球温暖化対策実施状況書にあつては、温室効果ガスの排出の量の削減等に係る目標の達成状況）及び措置
- 3 条例第八条第一項の規定による地球温暖化対策計画書の提出は、第一項に規定する計画期間の初年度の七月末日までに、地球温暖化対策計画書提出書（様式第一）によってしなければならない。
- 4 条例第九条第一項の規定による地球温暖化対策実施状況書の提出は、毎年度七月末日までに、地球温暖化対策実施状況書提出書（様式第二）によってしなければならない。

（地球温暖化対策計画書等に係る公表）

第五条 条例第十条第一項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、公表することにより特定事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると知事が認める情報を除く。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに県内の主たる工場等の名称及び所在地
 - 二 主たる事業（連鎖化事業者にあつては、連鎖化事業）の業種
 - 三 温室効果ガスの排出の状況
 - 四 温室効果ガスの排出の量の削減等に係る目標（地球温暖化対策実施状況書にあつては、温室効果ガスの排出の量の削減等に係る目標の達成状況）
- 2 条例第十条第一項の評価の結果のうち規則で定めるものは、温室効果ガスの排出の量の削減等に関する取組の状況等が優れていると認められる評価の結果とする。